

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	平成31年第2回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	平成31年4月25日(木)		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時3分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	小坂 裕紀 教育指導課長	山村 研二 教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設課・支援担当課長事務取扱	宮本 博之 学校運営部長
	古川 弘雄 学校支援課長	半貫 陽子 学務課長 おいしめし担当課長	松野 美幸 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長	川口 真澄 待機児対策室長	上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	坂上 琢 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任
	清水 均 庶務係長	肥高 浩二 管理係長	
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 臺 富士夫 子ども施設整備課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 渡辺 隆史 学校施設課長 門藤 敦良 支援管理課長 内田 裕司 学校改築担当課長 楠山 慶之 教育相談課長 森田 剛 子ども施設運営課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 下河邊 純子 青少年課長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

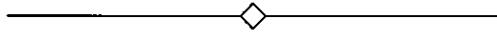
第 2 回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第2回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1第24号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1第24号議案「足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第24号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料4ページ、第24号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。現在の足立区育英資金貸付条例は、学資金の貸付を前提としたものでありまして、学資金の助成については規定がありません。

主な改正内容といたしましては、まず、条例名を変更すること、そして、助成を受けられる者の資格要件や助成する金額、助成申請者の選考審査を行う審議会に関する規定などを整備するものでございます。

施行年月日は、令和元年9月1日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第24号議案につ

いて、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

ないようですので、これより第24号議案「足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時3分開会

平成 3 1 年 第 2 回
足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時 平成 3 1 年 4 月 2 5 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程

頁

日程第 1 第 2 4 号議案 足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例の送付につい
て

1

第 2 4 号議案

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区育英資金貸付条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を「足立区育英資金条例」に改める。

第 1 条中「もつて」を「及び助成することにより、」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の見出し中「貸付審議会」を「育英資金審議会」に改め、同条第 1 項中「の貸付」の次に「及び助成」を加え、「足立区育英資金貸付審議会」を「足立区育英資金審議会」に改め、同条第 2 項第 1 号中「学資金貸付申請者」を「学資金の貸付及び助成の申請者」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条第 1 項中「学資金」を「貸し付けた学資金」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条（見出しを含む。）中「貸付」の次に「又は助成」を加え、同条各号列記以外の部分中「やめる」を「取り消す」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条（見出しを含む。）中「貸付」の次に「又は助成」を加え、同条を第 5 条とする。

第 3 条（見出しを含む。）中「貸付」の次に「及び助成の」を加え、「別表」を「それぞれ別表第 1 及び別表第 2」に改め、

同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(助成の資格)

第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。

(1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 大学（法第97条の大学院を除く。以下この条において同じ。）若しくは専修学校の専門課程（法125条1項の専門課程をいう。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校の4年次から5年次までに在学すること。

イ 学業成績が優秀であると認められること。

ウ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94条）第14条第1項の無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）の貸与を受けていること。

エ アからウまでに定めるものの他規則で定める要件

(2) 大学入学準備金支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 大学又は専修学校の専門課程に入学すること。

イ 学業成績が優秀であると認められること。

ウ 経済的理由により修学が困難であること。

エ アからウまでに定めるものの他規則で定める要件

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

奨学金返済支援助成	第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。ただし、当該額が1,
-----------	--------------------------------

	000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。
大学等入学準備金支援 助成	150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。

付 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(提案理由)

足立区育英資金の助成について規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

件 名	足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例の送付について
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	1 改正の理由 足立区育英資金の助成について規定を整備する必要があるため、条例を一部改正する。 2 主な改正内容 (1) 条例名の変更 貸付及び助成の審議を行うため、「足立区育英資金条例」とする。 (2) 助成の資格要件を追記する。 (3) 助成金額の別表第 2 を追記する。 (4) その他、条文に助成に関わる部分を追記する。 3 施行年月日 令和元年 9 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	条例の議決後、足立区育英資金貸付条例施行規則を改正する。

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区育英資金貸付条例 (目的) 第1条 この条例は、高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により修学の困難な者に対し、修学上必要な学資金（以下「学資金」という。）を貸し付け、もつて社会に貢献する人材を育成することを目的とする。 (定義) 第1条の2 この条例において、高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。 (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学 (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、大学入学に関し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。 (貸付の資格) 第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていないなければならない。 (1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) 高等学校等に入学し、又は在学すること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (助成の資格)	○足立区育英資金条例 (目的) 昭和31年3月3日条例第1号 第1条 この条例は、高等学校等に在学し、学業成績が優秀であつて、経済的理由により修学の困難な者に対し、修学上必要な学資金（以下「学資金」という。）を貸し付け、及び助成することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。 (定義) 第1条の2 この条例において、高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう。 (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学 (2) 高等学校 法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。） (3) 高等専門学校 法第1条に規定する高等専門学校 (4) 専修学校 法第124条に規定する専修学校。ただし、修業年限2年以上の専門課程及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、大学入学に関し、専修学校の高等課程の修業年限3年以上の課程で、文部科学大臣が別に指定したものに限る。 (貸付の資格) 第2条 学資金の貸付を受けることができる者は、次の要件を備えていないなければならない。 (1) 足立区内に引き続き6箇月以上住所を有する者であること。 (2) 高等学校等に入学し、又は在学すること。 (3) 経済的理由により修学が困難であること。 (助成の資格)

改正前	改正後
(貸付金額) 第3条 学資金の貸付金額は、別表に掲げる金額の範囲内とする。 (貸付の申請) 第4条 学資金の貸付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。 2 前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付を受ける者を決定し、申請者に通知する。	第3条 学資金の助成を受けることができる者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。 (1) 奨学金返済支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 大学（法第97条の大学院を除く。以下この条において同じ。）若しくは専修学校の専門課程（法125条1項の専門課程をいう。以下同じ。）に入学し、又は大学、専修学校の専門課程若しくは高等専門学校で4年次から5年次までに在学すること。 イ 学業成績が優秀であると認められること。 ウ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94条）第14条第1項の無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）の貸与を受けていること。 エ アからウまでに定めるものの他規則で定める要件 (2) 大学入学準備金支援助成 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ア 大学又は専修学校の専門課程に入学すること。 イ 学業成績が優秀であると認められること。 ウ 経済的理由により修学が困難であること。 エ アからウまでに定めるものの他規則で定める要件 (貸付及び助成の金額) 第4条 学資金の貸付及び助成の金額は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる金額の範囲内とする。 (貸付又は助成の申請) 第5条 学資金の貸付又は助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。 2 前項の申請があつた場合は、区長は、毎年度予算の範囲内において貸付又は助成を受ける者を決定し、申請者に通知する。

改正前	改正後
(連帯保証人) 第5条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならぬ。 (1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。 (2) この学資金につき他に保証していないこと。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。 2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたててすることを要しないものとする。 (貸付の停止)	(連帯保証人) 第6条 学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号の要件を備えた連帯保証人2人をたてなければならない。 (1) 一定の職業をもち又は独立の生計を営んでいること。 (2) この学資金につき他に保証していないこと。 (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たすこと。 2 前項の連帯保証人のうち1名は、貸付の日の6箇月前から引き続き足立区内に住所を有しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める者にあつては、連帯保証人をたててことを要しないものとする。 (貸付又は助成の停止)
第6条 区長は学資金の貸付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付をやめることができる。 (1) 第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。 (2) 学資金の貸付を受ける必要がなくなつたとき。 (3) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき。 (償還方法)	第7条 区長は学資金の貸付又は助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の貸付又は助成を取り消すことができる。 (1) 第2条第2号又は第3号に定める要件を欠いたとき。 (2) 学資金の貸付又は助成を受ける必要がなくなつたとき。 (3) 貸付又は助成の目的を達成する見込みがないと認められたとき。 (償還方法)
第7条 学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。 2 前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。 (1) 学資金の貸付目的以外に使用したとき。 (2) いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。 (3) 償還金の支払を怠つたとき。 (利息・違約金)	第8条 貸し付けた学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後15年以内において年賦又は月賦で区長の定める方法に従い償還しなければならない。前条の規定により貸付を停止した場合の学資金の償還についても同様とする。 2 前項の規定にかかわらず区長は、学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し付けた学資金の全部又は一部について繰上げ償還を命ずることができる。 (1) 学資金の貸付目的以外に使用したとき。 (2) いつわりの申請その他不正手段によつて貸付を受けたとき。 (3) 償還金の支払を怠つたとき。 (利息・違約金)

改正前	改正後
第8条 学資金の貸付は無利子とする。 2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。 (償還方法の変更又は減免) 第9条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。 2 前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。 (貸付審議会) 第10条 学資金の貸付に關して必要な事項を審議するため、区長の附屬機關として足立区育英資金貸付審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に應じて審議する。 (1) 学資金貸付申請者の選考審査に關すること。 (2) 前条第2項に該當する者の審査に關すること。 (3) 学資金の償還方法に關すること。 (4) その他区長の諮問に關する事項 3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (委任) 第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。	第9条 学資金の貸付は無利子とする。 2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもつて償還期限の翌月から支払の日までの日数によつて計算した違約金を徴収する。 (償還方法の変更又は減免) 第10条 学資金の貸付を受けた者が、災害その他の特別の事由によりその償還が困難と認められるときは、区長は、償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。 2 前項に規定するもののほか、当該年度に貸付を受けた者のうち、貸付の申請時において、特に経済的な理由により修学が困難で、かつ、成績優秀で心身健全であると区長が認める者が、規則で定める条件を満たす場合は、区長は、償還金の一部を免除することができる。 (育英資金審議会) 第11条 学資金の貸付及び助成に關して必要な事項を審議するため、区長の附屬機關として足立区育英資金審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に應じて審議する。 (1) 学資金の貸付及び助成の申請者の選考審査に關すること。 (2) 前条第2項に該當する者の審査に關すること。 (3) 学資金の償還方法に關すること。 (4) その他区長の諮問に關する事項 3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (委任) 第12条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

改正前	改正後				
別表（第3条関係） 別表省略	<u>付 則</u> この条例は、令和元年9月1日から施行する。 別表第1（第3条関係） 現行のとおり 別表第2（第3条関係） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 707 624 1104">奨学金返済支援助成</td><td data-bbox="491 96 624 707">第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="624 707 756 1104">大学等入学準備金支援助成</td><td data-bbox="624 96 756 707">150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。</td></tr> </table>	奨学金返済支援助成	第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。	大学等入学準備金支援助成	150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。
奨学金返済支援助成	第一種学資貸与金の貸与額の2分の1の額。 ただし、当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円とする。				
大学等入学準備金支援助成	150,000円。ただし、大学又は専修学校の専門課程の入学金の額が150,000円未満である場合は、当該額を上限とする。				